

公益財団法人 東京都公園協会  
河川清掃等ボランティア団体助成金申請について

### 助成対象団体

東京都が管理する河川において、各河川を所管する関係機関と連携し、河川環境保全を目的とした河川に係る清掃や調査、その他環境美化の活動を行うボランティア団体

### 助成金の上限

今年度は近年の気温上昇に伴い、試行的に熱中症対策品を助成の対象とするため、1団体あたり3万円を上限とし、予算の範囲内で助成します。申請金額は3万円を上限としてください。

### 助成の対象となる経費（例）

- 清掃・調査用具 手袋類、ゴミ袋、チリトリ、ほうき類など
- その他環境美化用具 ホース、じょうろ、バケツ、肥料、花苗など
- 文具等 助成対象活動に直接係る筆記用具、インク、用紙など
- 保護用具等 蚊取り線香、虫除けスプレー、安全メガネなど
- 熱中症対策品 水・スポーツドリンク・経口補水液等の飲料、塩あめ、熱中症対策キット、その他暑さ対策品など

### 助成の対象とならない経費（例）

- 旅費・交通費（外部講師の車代、駐車料金など）
- 飲食代（上記熱中症対策の水等をのぞく）
- 個人に係る保険料
- 金券類（切手、官製はがきなど）
- 農薬類（除草剤、殺虫剤など）
- 団体の管理運営維持に相当する経費（会員向け会報誌、記念誌作成、内部講師への支払、団体の会議開催に関わる費用、事務用パソコン・プリンタ等の購入費など）
- 使用目的が限定できないもの（電話代、宛先の確認できないメール便、被服など）
- 領収書の明細に記載のないもの  
※領収書は明細のわかるものを御提出ください。  
明細にない物品は助成対象とならない経費となります。
- その他当協会が不適切と判断した費目

### 助成対象の期間

2024年4月1日から2025年3月31日までに支出するもの

(2024年4月1日以降、既に支払ったものも対象となります。)

## 申請受付方法等

(1) 提出書類

令和6年度 助成申請受付書(様式1)

(2) 提出方法

提出書類を該当する関係機関に御持参又は、御郵送ください。

※該当する関係機関(提出窓口)は「提出窓口一覧」よりご確認ください。

(3) 申込み受付期間

令和6年4月26日(金)から5月27日(月)【必着】まで

## 受付後の流れ(予定)

なお、締切りなど詳細の日付については、様式送付の際、お知らせいたします。

6月下旬 申請団体へ様式2～4及び申請の手引きを送付

### 【送付書類】

●令和6年度 河川清掃等ボランティア団体に対する助成金交付申請書(様式2)

●令和6年度 助成対象活動に係る活動計画書(様式3)

●令和6年度 助成対象活動に係る申請内訳書(様式4)

●河川清掃等ボランティア団体助成金申請について(申請の手引き)

(1) 7月29日(月) 様式2～4提出締切

(2) 8月中 助成団体、助成予定金額の決定

東京都公園協会より助成団体へ様式4の写し、様式5、様式7～9を送付

### 【送付書類】

●令和6年度 助成対象活動に係る申請内訳書(様式4)の写し

●令和6年度 河川清掃等ボランティア団体に対する助成金交付決定について(様式5)

●令和6年度 助成対象活動に係る活動報告書、別紙1報告写真用(様式7)

●令和6年度 助成対象活動に係る精算内訳書、別紙1領収書添付シート(様式8)

●令和6年度 河川清掃等ボランティア団体に対する助成金交付請求書(様式9)

(3) 2月中旬 様式7～9提出締切

(4) 3月中旬 助成金精算

東京都公園協会より令和6年度 助成対象活動に係る精算内訳書(様式8)の写し送付

## (5) 3月下旬 助成金支払い

### 助成の可否と助成金額の決定方法

この助成金は、河川環境保全につながる活動を支援することを目的とし、用途はその活動に直接係る用具等の購入費に限られます。受付後、各団体より御提出いただく「令和6年度 助成対象活動に係る活動計画書（様式3）」「令和6年度 助成対象活動に係る申請内訳書（様式4）」の内容を審査し、前述の目的および用途に合致した場合に助成団体として決定いたします。

なお、決定した助成金は、前出の「助成の対象とならない経費」には使えません。

### その他

- 助成金の支払は精算払いです。支払は令和7年3月下旬を予定しています。
- 助成金での支払による領収書について
  - ・領収書の宛名は、必ず貴団体名での記載とします。
  - ・領収書は、明細が記載されたものまたはただし書が記入されたものを御提出願います。ただし書は購入物品を明確に記載してもらうようにしてください。
  - ・記載のない物品は助成対象となりません。
  - ・所属会員個人から所属団体へ発行された領収書は、助成対象外となります。
- 「令和5年度 助成対象活動に係る活動報告書」に活動状況を撮影した写真を必ず添付してください。また助成金を使用して作成した広報物がある場合は添付してください。
- 受付用紙等に記載いただく個人情報河川清掃等ボランティア団体助成事業に係る連絡のみに使用します。他の事業において利用することはありません。
- 助成金交付が決定した際、団体名と活動内容をホームページ等で公開させていただきます。

#### 問合せ先

公益財団法人 東京都公園協会 公園事業部 公益事業推進課 水辺公益係

TEL : 080-1177-2097

MAIL : mizube\_koueki.sm@tokyo-park.or.jp